

# 「1970年代～1980年代における「ヒスパニック」の形成過程—メキシカン・アメリカンおよびプエルトリカンの視点から—

佐藤夏樹

(論文内容の要旨)

本論文は、1970年代から80年代のアメリカ合衆国において、メキシカン・アメリカンやプエルトリカンなど、ラテンアメリカに出自を持った集団が、「ヒスパニック」として一つにまとまっていく際に、彼らがどのように「ヒスパニック」という集団を規定しようとしたのかを明らかにしようとしたものである。まず「序章」において、研究史上の問題点を整理し、ヒスパニック内部の各集団の間における、「ヒスパニック」に対する意見の違いや、各集団の間での相互関係に着目する論者の立場と、本論文の問題設定が明確にされる。すなわち、これまでの先行研究では明らかにされてこなかった、「ヒスパニック」という集団がどのような議論のもとで形成されていったのか、この議論の中でメキシカン・アメリカンやプエルトリカンといった、ヒスパニック内部の集団の間で、どのような意見の違いが存在したのか、という問題を明らかにすることが最も重要な問題として提示される。そして、現在でもしばしば混同されることがある、ヒスパニックの「人種」および「エスニシティ」が、どのように議論されたのかという視点と、継続的な非合法移民のヒスパニック・コミュニティへの流入によって、アメリカ社会から付与される「外国人」というラベルにどのように対処したのかという視点とが本論文の座標軸として設定される。

1章では、「ヒスパニック」が形成されていった1970年代の動きの背景として、第二次大戦後から1960年代にかけて、ヒスパニックの中で最大勢力であり、「ヒスパニック」の形成を主導したメキシコ系の間で、上記二つの論点がどのように展開したのかを検討している。19世紀の米墨戦争以降、法的には白人でありながら、実質的には有色人種のような扱いを受けてきたメキシカン・アメリカンにとって、アメリカ社会において上昇するためには、アングロ・サクソン文化に完全に同化し、自らが白人であることを強調することが必須であったことが確認される。そのため、彼らは、同化の邪魔となり、「外国人」というラベルをアメリカ社会から貼られる元凶でもある、移民、特に非合法移民を切り離し、積極的に取り締まることを主張していた。しかし、継続する移民の流入によって、完全同化主義を放棄させざるを得なくなり、「異なる文化を持った白人」であると自らを位置づけなおすこととなったというのが論者の主張である。一方で、同時期のアメリカ市民権運動の影響を受けた若者層からは、自らを褐色の肌をもった被差別有色民族であると主張する、チカーノ運動が台頭する。論者はチカーノ運動とそれに対して批判的であった旧来のメキシカン・アメリカン組織の間の影響関係に注目し、メキシカン・アメリカン組織は、自らが白人であるという立場は堅持しつつも、チカーノ運動の影響を受け、直接行動などそれまで見られなかった手法を取り入れることとなったとしている。

このような状況の中、より大きな政治力を求めて、「ヒスパニック」という集団を形成す

ることが志向されるのであるが、2章、3章では、センサス（国勢調査）をめぐる議会公聴会記録をもとに、「ヒスパニック」の公的な定義がどのように形作られていったのかが論じられている。まず2章では、はじめてスペイン語系住民に関する質問が設けられた1970年センサスの結果をうけた議論を中心として、従来は政府によって押し付けられたとされてきた、「ヒスパニック」という呼称が、どのような議論のもとで採用されたのか、という問題が論じられる。

まず論者は、1970年センサスが行われるまで、質問の挿入を要望したメキシカン・アメリカン側も、明確な定義の必要性を認識していなかったことを指摘する。その結果、定義があいまいなままセンサスが実行され、膨大な数え落しが発生することとなった。これをきっかけとして、どのように集団を定義するのか、という議論がなされることとなった。この議論の中で最大の問題は、呼称をどうするかというものであった。旧来のメキシカン・アメリカンの指導層は、自らの白人性へのこだわりから、「スペイン系」というヨーロッパとのつながりを暗示することばを用いることにこだわりを見せていた、と論者は分析する。しかし、自らの白人性を否定するチカーノ運動にかかわっている人々が、強く反発することが予想された。これに対しては、「スペイン系」の下に、「メキシカン・アメリカン」や「チカーノ」、「プエルトリカン」といったサブグループ名を配置することで対処する、というのが旧来の指導層の限界であったと論じられている。一方で、チカーノ運動に影響を受けた若い活動家から、「ヒスパニック」という呼称の採用が提案された。彼らが「ヒスパニック」の採用を提案した背景には、アメリカ社会が白人と黒人のみで構成されているかのように捉える、白-黒二元論への批判があったと論者は述べる。彼らは、白人でも黒人でもない、第三の勢力となることを目指しており、そのためには、ラテンアメリカを出自とする自らのエスニック・アイデンティティを、明確に示す必要があると考えていた、というのである。そのためには、ヨーロッパとのつながりを示す「スペイン系」ということばは、もはや邪魔なものでしかないのであった。ただ、そうであるにもかかわらず、「ヒスパニック」というスペイン帝国の伝統を暗示することばが選ばれた背景には、白人性にこだわる人々と白人性を否定する人々双方を納得させる必要性があったのであろう、と論者は分析している。こうした議論の結果、公的な文書において「ヒスパニック」という呼称が採用されたのであった。

3章では、2章の議論を受けて、1980年センサスの直前に開かれた議会公聴会の記録を題材として、「ヒスパニック」の定義をめぐる、メキシコ系とプエルトリカンの間での意見の違いが分析される。論者はまず、メキシコ系がエスニック集団としての「ヒスパニック」という枠組みを前提としており、むしろ彼らにとっては、メキシコ系内部における多様性が問題であったと論じている。彼らにとって重要であったのは、「メキシカン・アメリカン」、「チカーノ」、「メキシカン」という三つのサブグループ名を質問票に載せることであった。こうした彼らの姿勢は、「ヒスパニック」の中で自らが主導権を握ることができる、という事実によって導かれた、と論者は主張する。この論者の主張の正しさは、プエルトリカン

が「ヒスパニック」に対してどのような態度を示したのかを分析することで明らかにされる。

メキシコ系とは異なり、プエルトリカンの「ヒスパニック」への対応は、二つに割れていた。メキシコ系と同じように「ヒスパニック」という枠組みを積極的に推進しようとする勢力がいる一方で、「ヒスパニック」に対して消極的な勢力もかなり存在した。メキシコ系と対等な関係ではない、と不満を述べる消極派にとって、最も重要であったのは、プエルトリカンとしての一体性であった。そのために彼らは、アメリカ合衆国とは異なった、プエルトリコ島での人種認識に基づいて、自らを独自の「人種」集団として扱うことを要求したのであった。「ヒスパニック」というエスニック集団のサブグループの一つとして位置づけられることは、彼らにとって容認しがたいことであったのである。

論者は次に、ヒスパニック人口が少ない地域の代表の発言を分析する。中米系が多く、集住もしていない地域においては、「ヒスパニック」という枠組み自体が、住民を統合する重要な鍵であり、つまりサブグループなしの「ヒスパニック」として受け入れられていたと論者は主張する。

論者はもう一つの大きな柱として、非合法移民問題を取りあげる。1970年代半ば以降、非合法移民をコミュニティの一員として受け入れ、彼らの権利を擁護する姿勢へと転じていたメキシコ系は、非合法移民を「ヒスパニック」人口に組み込むことを、積極的に主張した。これに対し、生まれながらに合衆国市民権を持っているプエルトリカンには意見の相違がみられた。「ヒスパニック」という枠組みに積極的な勢力は、メキシコ系と同様の姿勢をみせる。一方、消極派にとって非合法移民は厄介な存在であり、彼らが権利の擁護をするのは、合衆国市民と家族関係のあるもの非合法移民に限られていた。論者はこうした態度の違いは、「ヒスパニック」という枠組みへの態度と相関関係にあると主張する。つまり、積極派は、「ヒスパニック」になることで、それまでは主にメキシコ系の問題であった非合法移民問題を、自らの問題として引き受けたが、消極派にとっては、非合法移民はいまだ他人の問題であったというのである。ともあれ、一連の議論をとおして、公的な場における、「ヒスパニック」の定義が決定されることとなった。

4章および5章では、2・3章と同じ時期の、別の議論を分析することで、「ヒスパニック」の定義に関する別の側面を提示することが目標とされている。まず4章では、1975年と1982年の投票権法改定の議論を題材に、メキシカン・アメリカンの代表が自らを「人種」集団と捉えることができると主張した事例を検討している。1965年に南部の黒人に対する投票差別を目的として制定された投票権法は、メキシカン・アメリカンが多く住む南西部には適用されなかったため、メキシカン・アメリカンに対する投票差別は温存されたままであった。これを解消するため、メキシカン・アメリカンの代表は、バイリンガル投票の規定を盛り込むことを要求した。バイリンガル投票自体は、大差で可決されたのであるが、論者が注目するのは、その規定の根拠をどこに求めるかという議論である。もともとの投票権法は、黒人救済が目的であったため、人種による投票差別を禁じた合衆国憲法修正 15

条のみが法の根拠であったが、「人種」ではなく「言語」によって差別されてきたメキシカン・アメリカンに、修正 15 条を当てはめることができるのか、が問題となったのである。代替案としては、法の下での平等を規定した憲法修正 14 条を根拠とするというものがあったが、メキシカン・アメリカンの代表は、より強固な根拠を得るために、修正 14 条と修正 15 条両方を根拠とすることを主張した。彼らはそのため、自らを、エスニック集団ではなく、人種集団であると主張し、修正 15 条とは矛盾しないとしたのであった。論者は、同じ人物が、他の場所では自らを白人であると主張していたことから、彼らが戦略的に自らの「人種」を使い分けていたと論じる。さらに、このような使い分けが、現在のヒスパニックの人種とエスニシティをめぐる混乱の一因となったのではないかと指摘している。

5 章では、メキシカン・アメリカン組織の非合法移民問題に対する言説を分析することで、彼らが非合法移民を受け入れることとなった要因は何であったのか、さらには、非合法移民問題に対処していく中で、彼らの活動にどのような変化があらわれたのか、が論じられている。論者は、非合法移民問題に対する彼らの言説を分析することで、もともとは「外国人」イメージの源泉である非合法移民を、敵視していたメキシカン・アメリカンが、コミュニティの一員として受け入れることとなった要因は、多くの非合法移民が合衆国市民と家族関係を結ぶという事実であったと論じる。

さらに、彼らが非合法移民問題の解決を探る中で、非合法移民の送り出し国の問題を解消しなければいけないという視覚を獲得し、これまでは見られなかった、外交政策への要求も行うようになっていったことが述べられる。そうした過程で、彼らは、ラテンアメリカ全体を「ヒスパニック」の同胞と捉えることとなったと論者は結論している。

こうして、「ヒスパニック」という集団が、どのような集団なのかが規定されていったが、そこには、「ヒスパニック」の「人種」や「エスニシティ」、また、非合法移民の扱いに関して、大きな意見の対立が存在していたことが明らかにされた。さらには、ヒスパニックの代表が、戦略的に自らの「人種」を使い分けていたことも明らかにされた。このようなあいまいさが残されたことが、現在のヒスパニックが置かれているあいまいな状況をもたらしたと論者は結論している。